

平成 2 8 年 第 8 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 8 年 7 月 2 8 日)

召集年月日 平成28年7月28日(木)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成28年7月28日 午後4時01分

閉会 平成28年7月28日 午後4時55分

出席委員(14名)

1番 早川 和夫(会長) 2番 溝口 智也 3番 菅原 儀左エ門
4番 岡 秀 夫 5番 山本 修 6番 神野 淳一
7番 桑田 建太郎 8番 松宮 重信(職務代理)
9番 細川 正博 10番 木村 憲雄 11番 櫻井 隆治
12番 松井 厚雄 13番 見城 紀彦 14番 古池 洋子

欠席委員(0名)

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

報告第10号 農地変換届

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成28年第8回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日は全員ご出席でございます。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案と報告1件を予定しております。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は、平成28年第8回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程2議案と報告1件について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、委員全員ご出席ございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、10番 木村委員さんと 11番 櫻井委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長

日程2 議案第20号 農地法第3条第1項の規定による

農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。
議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。

議案第20号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地13筆を2名に所有権移転するものと、関連して譲受人同士の間で農地1筆について所有権移転するものであります。

3者で3件の申請が出ておりますが、関連がありますので一括審議をお願いいたします。

詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

〇〇氏から〇〇氏への1筆は、平成〇〇年第〇回委員会にて、〇〇氏から〇〇氏への所有権移転がされておりますが、今回の申請にて、〇〇氏が一帯の入り口にある農地を取得するため、先に所有していた農地を交換に〇〇氏に譲り渡すものです。

今回の申請によりまして、〇〇〇〇〇字一帯は〇〇氏1筆、〇〇氏13筆の所有となります。

この申請につきましては、〇〇氏、〇〇氏両名とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案につきましては、26日の午後に、溝口委員と事務局同行のもと、現地を確認してまいりました。

〇〇字の申請地は一体の農地の真ん中は公衆用道路で、農作業のため進入できるようになっております。両側の農地は少し草が伸びておりましたが、〇〇氏所有地の一番奥の一部と、〇〇氏所有の一部にはラッキョウが作付けされております。

〇〇字申請地は栗が植えられ草刈りの手入れがされてお

ります。

譲受人の〇〇氏は、申請地付近で既に作付けをしておりますし、〇〇氏は申請地での営農計画が提出されているとこのことで問題ないと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第20号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議 長 日程3 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転設定許可申請審議について を議題とします。
議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第21号は、〇〇の〇〇〇氏が同じく〇〇の〇〇氏の田を取得し、賃貸用共同住宅建設のため転用するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
許可の判断でございますが、申請地からおよそ〇〇〇mに町役場があり、市街地化の傾向が著しい区域として第3種農地に区分されますので、許可できるものと判断されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に つ

きまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

溝口委員 はい、議長

溝口委員 本案につきましても26日に確認してまいりました。

申請地は、今年の水稲がされており、許可後の転用は稲刈り後になるとのことです。

周辺は新築住宅が並び、付近にもアパートが並んでいます。

事務局が説明しましたとおり許可基準に照らしましても転用は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問の有無)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 4]

議長 日程4 報告第10号農地変換届を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第10号は福井県小浜土木事務所が大飯発電所の原子力災害制圧道路等の整備工事のため平成〇〇年〇月から〇〇の4名から7筆を借受け一時転用していたものでありますが、工事が終了し、所有者へ返す際に、田であった地目を畑にして返すための変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

小浜土木事務所と所有者との契約終了期間は、平成〇〇年〇月〇〇日でございます。

一時転用が完了しますと農地に復元しますが、所有者が畑での返却を望んだことから、今回の申請となりました。

〇〇氏の3筆は工事用道路、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の計5筆は作業ヤードとして利用されており、契約期間後は道路を含め全て撤去され、畑となります。

〇〇氏と〇〇氏の2名は、現在書類作成中とのことで、後日、農地変換届が提出されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案につきましても26日に確認してまいりました。
確認時は、〇〇氏の申請地は重機での作業中で、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の申請地は一帯が防草シートで覆われておりました。
事務局が小浜土木に確認しましたところ、〇〇氏の部分は農機で耕せば作付けができ、防草シートの下は作土が置いてあり、シートを切り取れば作付け出来るとのことです。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問の有無)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 ・農地パトロール(利用状況調査)の実施について

・次会開催日報告

議長 それではこれで、平成28年第8回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。